我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例(案)について の意見募集(パブリックコメント)結果の公表

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

■ パブリックコメントの結果

我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例(案)についてパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

1月27日より結果の公表をしていましたが、記載漏れがあった意見と回答を追加して結果の公表を再度行っています。

- 1 **募集期間** 令和3年12月17日から令和4年1月17日
- **2** 提出人数 9名
- 3 意見総数 20件
- 4 公表場所

教育研究所、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、我孫子市民図書館湖北分館及び布佐分館、各近隣センター、我孫子市ホームページ

- 5 **意見公募した内容** 我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例 (案)(別紙参照)
- 6 意見と意見に対する市の考え方

整理番号		提出された意見	意見に対する市の考え方
	意見	第3条(2)の「指導」とい	いただいたご意見のとお
		う言葉の表現について再検	り、指導とは「目的に向かっ
		討をお願いしたい。	て教え導くこと」です。文部
	理由	指導とは「目的に向かって教	科学省からの通達で、不登校
		え導くこと」の意であり、不	への対応の在り方の中に学校
1 — 1		登校の子ども対しての対応	における取組、校内指導体制、
		は「指導」とは異なり、それ	教職員の役割等の充実を図る
		ぞれの子どもの状況を把握	ことが明記されています。不
		し、子どもの心身の回復や学	登校になった要因やその児童
		びの支援を行っていただい	生徒の目的を一緒に探し、そ
		ているのだと思います。例え	の目的に向かうために何が必

	1		
		ば「児童又は生徒の教育機会	要なのかを考えることが必要
		の確保に関する研究及び調	です。その作業を学校と教育
		査並びに・・・」など「指導」	相談センターが一緒に行い、
		ではない実態に即した表現	児童生徒を支援していくこと
		への再検討をお願いしたい	を示した条文としています。
		です。	よって、次の通り修正します。
			「不登校の児童又は生徒その
			他相当の期間学校を欠席して
			いる児童又は生徒への支援に
			関する研究及び調査並びに当
			該児童又は生徒への支援の推
			進に関すること。」とします。
	意見	第3条に学校および他の支	教育相談センターの事業は
		援機関との連携についての	関係機関と連携を取りながら
		追記を検討していただきた	実施することは大前提であ
		V °₀	り、現在も学校、教育委員会、
	理由	事業の第3条には学校との	市等の関係機関と連携しなが
		連携についての記載がなく、	ら実施しています。よって、
		教育相談センター内だけで	修正なしとします。
		完結するもののように読み	具体的な対応方法や連携方
		取れます。しかしながら、実	法等については、実施マニュ
1-2		態としては、特別支援教育	アルを作成します。その中で
1 2		も、不登校など長期欠席の子	どのように対応するのか、学
		どもの対応も、学校の現場に	びをどう保障するのか、学校
		おいて実践されるものだと	における取組や教職員の役割
		思います。教育相談センター	等を記載し、長期欠席児童生
		の役割は、センター内で研究	徒対策を進めていきます。
		や調査された教育活動が、研	
		修や個別相談で引き継がれ、	
		学校で実践されるのを推進	
		していただいているのだと	
		思います。事業に明記するこ	
			

		1 - 40 1 10	
		とで、教育相談センターと学	
		校との連携が明確になり、チ	
		ームワークがよりゆるぎな	
		いものになっていくのだと	
		考えるためです。	
	意見	不登校の児童又は生徒その	1-1と同じ理由により修
		他相当の期間学校を欠席し	正します。
		ている児童又は生徒に対す	
		る指導に関する研究及び調	
		査並びに当該指導の推進に	
		関すること。	
		に関して「指導」ということ	
		ばに違和感があります。学校	
		の先生方も日常的に使用し	
		ており教育の世界では自然	
		に使われることばで、法的に	
		規定されている文言なのか	
		は分かりませんが、当事者と	
2 - 1		しての感覚からは嫌悪感が	
		あるので変更していただき	
		たいです。	
	理由	「指導」とされると、欠席し	
		ている児童生徒に非があっ	
		て不適応を起こしているた	
		め指導が必要というニュア	
		ンスを感じるからです。	
		学校を休まざるを得なくな	
		った子どもにとって必要な	
		のは「指導」ではなく「理解」	
		と「支援」であり、それを行	
		う教員への「指導」を行って	
1			

意見 不登校により、本来受けられな るはずの教育を受けられな くなったことに対する保障 を具体的にどうするのか、研究所だけでなく学校教育課 も指導課も学校も全てがま 体となって取り組む、連携して取り組むという内容を盛り込んで欲しいです。 理由 現在不登校になると、学習に関すするを得ません。学習のつまずきは将来への不安に直結します。心理的ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向適切な学習支援が必要だと思います。 学校もクラスで使ったブリントをパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思ったでははらいと切に願います。教科学習ではない学	1			
くなったことに対する保障を具体的にどうするのか、研究所だけでなく学校教育課も指導課も学校組む、連携して取り組むという内容を盛り込んで欲しいです。 理由 理由 理由 理由 理由 理由 の不登校になると、学習に関する支援は皆無になり、親が自力で取り組むまたは支援、を見つけざるを得ません。学習のつまずきは将来への不安に直結上ます。心中はありますが、本人の気持ちが向いな時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったブリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親がいて学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願		意見	不登校により、本来受けられ	1-2と同じ理由により修
を具体的にどうするのか、研究所だけでなく学校教育課も指導課も学校も全てが主体となって取り組む、連携して取り組むという内容を盛り込んで欲しいです。 理由 現在不登校になると、学習に関する支援は皆無になり、規が自力で取り組むまたは支援先を見つけざるを得ません。学習のつまずきは将来への不安に直結します。心理的ケアが最優先ではありまでが、本人の気持ちが適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。教科学習が全てではありませんが、世めてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保険して欲しいと切に願			るはずの教育を受けられな	正なしとします。
完所だけでなく学校教育課も指導課も学校も全てが主体となって取り組む、連携して取り組むという内容を盛り込んで欲しいです。 理由 現在不登校になると、学習に関する支援は皆無になり、親が自力で取り組むまたは支援先を見つけざるを得ません。学習のつまずきは将来への不安に直結します。心理的ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門がな知識も必要ですが親がしいです。教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			くなったことに対する保障	
も指導課も学校も全てが主体となって取り組む、連携して取り組むという内容を盛り込んで欲しいです。 理由 現在不登校になると、学習に関する支援は皆無になり、親が自力で取り組むまたは支援先を見つけざるを得ません。学習のつまずきさは将来への不安に直結します。心理的ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			を具体的にどうするのか、研	
体となって取り組む、連携して取り組むという内容を盛り込んで欲しいです。 理由 現在不登校になると、学習に関する支援は皆無になり、親が自力で取り組むまたは支援先を見つけざるを得ません。学習の直結します。心理的ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			究所だけでなく学校教育課	
で取り組むという内容を盛り込んで欲しいです。 理由 現在不登校になると、学習に関する支援は皆無になり、親が自力で取り組むまたは支援先を見つけざるを得ません。学習のつまずきは将来への不安に直結します。心理的ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			も指導課も学校も全てが主	
明込んで欲しいです。 理由 現在不登校になると、学習に関する支援は皆無になり、親が自力で取り組むまたは支援先を見つけざるを得ません。学習のつまずきは将来への不安に直結します。心理的ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			体となって取り組む、連携し	
理由 現在不登校になると、学習に 関する支援は皆無になり、親が自力で取り組むまたは支援先を見つけざるを得ません。学習のつまずきは将来への不安に直結します。心理的ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			て取り組むという内容を盛	
関する支援は皆無になり、親が自力で取り組むまたは支援先を見つけざるを得ません。学習のつまずきは将来への不安に直結します。心理的ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			り込んで欲しいです。	
が自力で取り組むまたは支援先を見つけざるを得ません。学習のつまずきは将来への不安に直結します。心理的ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願		理由	現在不登校になると、学習に	
援先を見つけざるを得ません。学習のつまずきは将来への不安に直結します。心理的ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			関する支援は皆無になり、親	
ん。学習のつまずきは将来への不安に直結します。心理的ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			が自力で取り組むまたは支	
の不安に直結します。心理的ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			援先を見つけざるを得ませ	
ター2 ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			ん。学習のつまずきは将来へ	
が、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			の不安に直結します。心理的	
が、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。 学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願	0 0		ケアが最優先ではあります	
習支援が必要だと思います。 学校もクラスで使ったプリ ントをパラパラとくれるだ けで正直活用できないし、発 達の問題があれば専門的な 知識も必要ですが親が自力 で学ぶのは非常に難しいで す。 教科学習が全てではありま せんが、せめてそれを学びた いと本人が思った時にはど こかが責任を持って具体的 に保障して欲しいと切に願	2-2		が、本人の気持ちが向いた時	
学校もクラスで使ったプリ ントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			にタイミングよく適切な学	
ントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			習支援が必要だと思います。	
けで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			学校もクラスで使ったプリ	
達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			ントをパラパラとくれるだ	
知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			けで正直活用できないし、発	
で学ぶのは非常に難しいです。 教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			達の問題があれば専門的な	
す。 教科学習が全てではありま せんが、せめてそれを学びた いと本人が思った時にはど こかが責任を持って具体的 に保障して欲しいと切に願			知識も必要ですが親が自力	
教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願			で学ぶのは非常に難しいで	
せんが、せめてそれを学びた いと本人が思った時にはど こかが責任を持って具体的 に保障して欲しいと切に願			す。	
いと本人が思った時にはど こかが責任を持って具体的 に保障して欲しいと切に願			教科学習が全てではありま	
こかが責任を持って具体的 に保障して欲しいと切に願			せんが、せめてそれを学びた	
に保障して欲しいと切に願			いと本人が思った時にはど	
			こかが責任を持って具体的	
います。教科学習ではない学			に保障して欲しいと切に願	
			います。教科学習ではない学	

		びを模索するべきとも思い	
		ます。また、家で学びをと思	
		うと正直お金もかかります。	
		学校に行っていればかから	
		なかった負担です。市が保障	
		しきれないのであれば、本来	
		恩恵を受けていたはずの教	
		育費を返還して欲しいと	
		常々思っています。	
	意見	第1条・2条の名称変更に関	ご賛同いただいた通り、市
		しては、賛成です。	民に分かりやすい名称に変更
3 - 1	理由	名称がそのままわかりやす	し、事業を進めていきたいと
		く、市民が利用できる場所だ	考えます。
		と思えるからです。	
	意見	第3条に関して	1-2と同じ理由により修
		学校とその他支援機関との	正なしとします。
		連携について追記してくだ	
		さい。	
	理由	条例に不登校の文字が入る	
		ことは、一歩前進だと思いま	
		す。しかしながら、相談支援	
3 - 2		センターで、いくら相談し、	
0 2		支援していただいても、学校	
		現場の環境整備が整わない	
		ようでは不登校はへりませ	
		ん。学校との連携を明確に	
		し、チームワークがよくなる	
		ことで子どもも学校へ行っ	
		てみようという気持ちにな	
		るのでは?と思うからです。	
3 - 3	意見	第3条(2)不登校の児童又	1-1と同じ理由により修
		は生徒その他相当の期間、学	正します。

		T	
		校を欠席している児童又は	
		生徒に対する指導に関する	
		研究及び調査並びに当該指	
		導の推進に関すること。の中	
		で「指導」に関して、指導を	
		「関わり」という言葉はどう	
		でしょうか。	
	理由	学校で教職員の子ども(児	
		童、生徒)との関わりがとて	
		も大切なのであって、その文	
		言を入れてもらいたいと思	
		います。「指導」とされると、	
		欠席している児童生徒側に	
		非があるようなために、指導	
		が必要の意に感じます。関わ	
		り方が適切であれば、児童生	
		徒は楽しく登校すると思い	
		ます。	
	意見	第3条(2)に、相談センタ	1-2と同じ理由により修
		ーだけでなく、学校も教育委	正なしとします。
		員会の指導課も市役所も全	
		てが主体となって取り組む	
		ような文言を入れてほしい。	
		義務教育は、本来受けられる	
3 - 4		はずなので、具体的にどこで	
0 4		代替するのかも入れてほし	
		V'o	
	理由	不登校を選択せざるを得な	
		い状況まで児童生徒たちが	
		追いつめられているのだと	
		思います。	
		まずは、心理面のケアが大切	

		ですが、元気になってすこし	
		学習でもしてみようかと思	
		った時に、義務教育なのだか	
		ら保障してほしいと思いま	
		す。家庭で子どもを受け止	
		め、励まし、支援していくの	
		は非常に難しいです。理科の	
		実験、技術の工具類、美術の	
		素材、そして仲間との時間な	
		ど。一家庭にはないものばか	
		りです。どうやって保障して	
		いくのかを考えてほしいで	
		す。	
	意見	第3条(2)不登校の〜推進	1-2と同じ理由により修
		に関すること、について。	正なしとします。
		不登校対策、対応は、その児	
		童が通っていた学校が主体	
		となって率先してすべき事	
		だと思いますので、現案の文	
		言には賛成し難い。	
		学校での対応が主体である	
		ことの明記を希望、又、研究	
4 - 1		所が主体となるならば学校	
		とはどう連携をとるのか、具	
		体的に示して欲しい。研究所	
		主体でもいいと思っている	
		が、学校に対してどう対応を	
		すべきか?と先生方に意見	
		できる、又、連携をきちんと	
		取れる仕組みはあるのか?	
	理由	長期欠席児童に対して、各学	
		校での対応の実情をご存じ	

		_	T
		でしょうか?	
		不登校の対応は、原因であ	
		り、現場である学校全体であ	
		るべきと思いますが、その学	
		校が対応できていない現状	
		を打開するために、研究所主	
		体で、研究した結果の対応を	
		学校、及び、教員にわかるよ	
		うに、また、それを必ず実践	
		できるように介入し、教示し	
		てほしい。現状、学校より、	
		よっぽど研究所職員の方が	
		プロフェッショナルだと思	
		っています。ただ、現案文言	
		ですと、学校では対応してな	
		くて良いような聞こえ方が	
		あります。研究所主体である	
		ならもちろんそれで構いま	
		せんが、学校、先生の対応を	
		改善するためにも研究所職	
		員の充実が必要とも思いま	
		す。	
	意見	第3条(3)児童、生徒、保	1-2と同じ理由により修
		護者等の教育相談に関する	正なしとします。
		こと。に加え、学校との連携	
5 – 1		に関することをお願いした	
		いです。	
	理由	研究所で相談し、納得し、合	
		理的配慮の対応をして安心	
		して学校に目が向いても、学	
		校の先生(個人)だったり、	
		学校のきまり (校則) などを	

	1	T	
		厳守する方が大事で優先さ	
		れるため、再び不登校に戻っ	
		てしまう。この様なことが繰	
		り返されるのは、研究所から	
		のアプローチを、学校側が受	
		け取りにくい状況になって	
		しまっているのではないか	
		と考えてはいます。子どもが	
		傷ついて、親が傷ついても、	
		なお、学校に要望を受け入れ	
		てもらうシステムを作って	
		いただけないのなら、学校に	
		行くことを諦める他ありま	
		せん。せっかく研究所から親	
		身になって相談に乗っても	
		らっても生徒数が多い。先生	
		の仕事が多い。そのような理	
		由で学校の対応が研究所と	
		くい違ってしまうのはとて	
		も残念です。	
	意見	第3条(2)について	1-1と同じ理由により修
		不登校の児童又は生徒に対	正します。
		する「指導」	
		指導という言葉を使わず、支	
		援・援助など柔らかな表現に	
6-1		してほしい。	
0-1	理由	「指導」という言葉は、不登	
		校の子どもがまるで悪いこ	
		とをしているかのように捉	
		えられてしまうように感じ	
		ます。そして、実際は何も指	
		導されてないからです。	

	意見	第3条(3)について	この条文での「教育相談」
	70.70	児童、生徒、保護者等の教育	は、ケースワーカーや心理相
		相談	談員が実施する相談のことを
		'	明記しています。現在も実施
		不適切な言葉だと思います。	しており、子ども本人への支
6-2	理由	不登校になって、親からの相	援もしています。よって、修
		談は受けてもらえますが、子	正なしとします。
		ども本人への支援は一切あ	もしお困りの場合、ケース
		りません。長期化していくに	ワーカーにご相談ください。
		つれ、親も子も放置されてい	
		るからです。	
	意見	使用する文言を変えるだけ	1-2と同じ理由により修
		 でなく、その中身を改善して	正なしとします。
		 ほしい。不登校の子ども、親	
		への支援等は学校でもやっ	
		てほしい。全て教育研究所だ	
		けで担当するということな	
6 - 3		のかが不明です。	
	理由	学校側からのアプローチは、	
		担任だけです。その対応だけ	
		では、教育研究所は全く機能	
		していない、ということにな	
		ります。学校・教育研究所の	
		役割が全く分かりません。	
	意見	第3条 2項(2)不登校の	教育を受ける権利は日本国
		児童又は生徒その他相当の	憲法で定められています。市
		期間学校を欠席している児	の条例はそれを大前提として
7		童又は生徒に対する指導に	います。よって、「教育を受け
(関する研究及び調査並びに	る権利の保障」とは記しませ
		当該指導の推進に関するこ	ん。「指導」という文言につい
		٤.	ては、1-1と同じ理由によ
			1101, = = = = 1111 01

		T	
		児童又は生徒 <u>に対する指導</u> 」	
		という文言を、「不登校	
		の・・・児童又は生徒の教育	
		を受ける権利の保障」と変え	
		ることを要望します。	
	理由	不登校の子どもへの指導が	
		何を目指すかによって、指導	
		の意味合いは変わってくる	
		と思います。(学校に戻すた	
		めの) 指導と限定するのでは	
		なく、子どもの視点に立ち、	
		学校であれ家庭であれ第三	
		の居場所であれ、子どもが教	
		育を受ける権利をどうやっ	
		て保証していくかを模索す	
		ることが、現在の教育研究所	
		が目指されている方向性と	
		も合致すると考えるためで	
		す。	
	意見	今回の一部改正に、おおむね	ご賛同いただいた通り、相
		賛成です。	談しやすい機関となるよう、
	理由	学校がストレスになってい	事業を進めていきたいと考え
		る子どもがいることに危機	ます。
		感を感じていますので、改正	
		されることで、我孫子市の子	
8 - 1		どもたちがよりよい教育を	
		受けられると期待するから	
		です。	
		広報あびこ令和4年1月1	
		6日号にもあった、コミュニ	
		ティ・スクールの開始にも期	
		待を寄せています。	

		教育研究所に相談したとき	
		には、担任の先生に相談する	
		時以上に深刻な状況になっ	
		ていましたので、今後は早期	
		に相談できるようにしてい	
		ただき、我孫子の子どもたち	
		が生きづらくさせられない	
		ようになってほしいと思っ	
		ています。	
	意見	第3条(2)について	教育を受ける権利の保障は
		児童又は生徒に「教育を受け	日本国憲法で定められてお
		る権利を保障し」の文言をい	り、条例は憲法を大前提とし
		れてほしいです。	ています。義務教育の意味や
8-2	理由	義務教育の意味を勘違いし	教育を受ける場所について
0-2		ている保護者もいるためで	等、不登校の考え方や捉え方
		す。	については実施マニュアルの
		また、教育を受ける場所を学	中で記載し、事業を進めてい
		校に限定しないことを、確認	きます。
		したいです。	
	意見	第3条(3)について	1-2と同じ理由により修
		児童、生徒、保護者等→児童、	正なしとします。
		生徒、保護者、支援機関等に	
8 – 3		してほしいです。	
0 - 3	理由	相談するにあたって、感情的	
		にならずにすすめるため。	
		また、うまく言葉にできない	
		状況を回避するためです。	
	意見	第3条(1)	ご賛同いただいた通り、特
		賛成です。	別支援に関する事業を進めて
8 - 4	理由	例えば、子どもが発達性ディ	いきたいと考えます。
		スレクシアであっても、学び	
		方次第で将来が大きく変わ	
		·	

			T
		ってしまいます。	
		通常の学級で見逃されて、つ	
		らい思いをしている子ども	
		がいなくなることを期待し	
		ています。	
8 — 5	意見	第4条について	ヤング手賀沼は、学校教育
		ヤング手賀沼に、小学校・中	法第1条に定められた種類の
		学校の先生に赴任してきて	学校に該当しないので、教員
		ほしいです。	を配置することは現状ではで
	理由	ヤング手賀沼にいらっしゃ	きません。しかし、教員経験
		る先生方は、素晴らしい方た	者を指導員として配置してい
		ちですが、現役で担任をされ	ます。また、学校から教育委
		ている先生方にも、ぜひヤン	員会に異動してきた教員を教
		グ手賀沼の状況を知ってい	育研究所に配置し、長期欠席
		ただきたいです。	児童生徒対策事業の一環とし
			てヤング手賀沼の運営につい
			ても担当し、事業を推進して
			います。ヤング手賀沼の状況
			については今まで以上に学校
			に情報提供していきます。
			当該条例は教育研究所に関
			するものなので、修正なしと
			します。
9	意見	(2)不登校の児童又は生徒	教育委員会は市の教育の基
		その他相当の期間学校を欠	本指針を定め、それに沿って
		席している児童又は生徒に	各学校の自主的な教育活動を
		対する指導に関する研究及	支援していきます。また、学
		び調査並びに当該指導の推	校間や地域間の連携の橋渡し
		進に関すること	役となることや教員の意欲を
			高めていくことが役割です。
		の「指導」という言葉に違和	当該条例は教育研究所に関
		 感を覚えます。	するものなので、教育委員会

理由

学校へ行けなくなってしまった子どもに対して使う言葉を「支援」や「理解」という言葉を使っていただき言葉を使うなら、子どもたちが学校を休まなくてはいけない原因、子どもたちに不適応をおこしまった教員に対して使う言葉ではないでしょうか。

それでは教員や学校に対す る指導はどこの機関で行わ れるのでしょうか?

教育委員会の指導課との違いは?

そこらへんを明確にして、教育相談センターとするならば、学校に指導する権限は教育相談センターにあると告示してほしいです。

教育委員会指導課と教育相 談センターは、子どもたちに 対して共通の理解を持ち、一 丸となって動いて欲しいで す。 内部の各部署の役割について は記しませんが、「指導」とい う文言については1-1と同 じ理由により修正します。

7 内容の修正について

寄せられたご意見に基づき、次の通り修正いたします。

整理番号	修正箇所	修正前	修正後
1 – 1	第3条(2)	不登校の児童又は生徒そ	不登校の児童又は生徒そ
2 - 1		の他相当の期間学校を欠	の他相当の期間学校を欠
3 - 3		席している児童又は生徒	席している児童又は生徒
6 - 1		に対する指導に関する研	への支援に関する研究及
7		究及び調査並びに当該指	び調査並びに当該児童又
8 - 2		導の推進に関すること。	は生徒への支援の推進に
9			関すること。

8 **担当** 我孫子教育委員会 教育総務部 教育研究所 教育研究担当 TEL: 04-7187-4600 (内線 33-206) FAX: 04-7187-4611